

第3章 障害者計画の基本理念と推進体制

1 障害者計画の基本理念

わが国の障害者福祉は、障害者基本法に基づき、身体障害・知的障害・精神障害の3障害が、それぞれ障害別に制度運営が進められてきました。そのため、それぞれの制度間の格差や、制度と制度の間に埋もれてしまう支援が必要な人が出てしまいました。

これらの課題を受け止め、現在、障害者施策の大幅な見直しが進められ、今までのような障害イコール福祉という観点から「障害は個人ではなく社会にある」という障害者の視点に立った考え方に大きく変わろうとしています。

このように、障害者を取り巻く社会状況が大きく変化する中で、佐倉市障害者計画を策定するにあたり、もう一度原点に返って、障害者団体・家族会・関係団体等から、直接、生の声を伺いました。また、障害のある市民の方々を対象に、アンケート調査を実施し、障害者の状況とニーズについて調査を進めました。

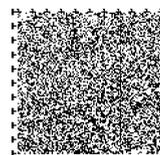
これらのことから佐倉市障害者計画の目指す方針を基本理念として整理しました。

ノーマライゼーションの理念が生きるまち

障害のある人が障害のない人と同じように自由と権利を保護されながら、共に社会生活をおくることが本来の望ましい姿であるとする考え方、これがノーマライゼーションです。佐倉市の障害福祉施策も、このノーマライゼーションの考え方を基本とし、障害のある人もない人も、共に暮らしやすいまちを目指します。

障害のある人の自立と自己決定を尊重するまち

住み慣れた地域社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思うのは、全ての人々の願いです。障害のある人が、その人らしく自立した生活をおくるためには、自分で判断し、自分で決定し、自分で行動することが必要です。そのための自己決定・自己実現を応援するまちを目指します。



人と人とのつながりを大切にすまち

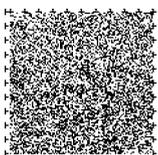
障害のある人も、その人らしく暮らせるまちの実現のためには、当事者や家族だけでなく、近隣や地域をはじめ、ボランティア、障害者関係団体、行政機関、教育機関など、多くの人たちのつながりが重要になってきます。人と人とのネットワークを大切に、問題を共有し合い、解決に向けて協力し合えるまちを目指します。

一人ひとりに応じたサービスが受けられるまち

障害の種別や障害特性による違い以前に、一人ひとり違った個性を持っています。近年、人の価値観も益々多様化しています。障害のある人のニーズを的確に把握し、必要な施策を進めていく必要があります。障害のある人が、自分の意思で自分に合った福祉サービスを選択して受けられるまちを目指します。

だれもが生きがいを持って暮らせるまち

人はだれもが一人で生きていくことはできません。人と人との関わり合い、助け合い、地域を形成し、社会で共存しながら暮らしています。障害のある人も、その人らしく暮らせるための社会環境を整えば、だれもが同じように学んだり、働いたり、余暇を楽しむことができます。障害のある人もない人も、だれもが生きがいを持って暮らせるまちを目指します。



2 障害者計画の名称

障害者計画の名称は

佐倉市障害者計画

ともに生きるさくらプラン

第4次改訂版

まちに出よう 風を受けよう 空を見上げよう

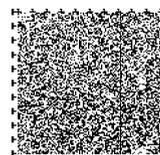
とします。

平成10年3月に佐倉市ではじめて障害者計画を策定したときのサブタイトルは「まちに出よう 風を受けよう 空を見よう」でした。これは、それぞれ「主体的な参加」「歴史・文化・自然の享受」「明日や未来に向かって」という障害のある人の願いを表現したものでした。

それから10年の歳月が経ち、障害者を取り巻く社会の変化を受け、障害者計画策定懇話会ではサブタイトルについて議論を進めてきた結果、「視覚に障害のある人は空を見ることは出来ませんが、空を見上げることは出来ます。『空を見上げよう』であれば、より多くの障害のある人の共感を得ると思います。」という考えから、本計画の第4次改訂版のサブタイトルは、「**まちに出よう 風を受けよう 空を見上げよう**」に変えることが適切であるとの結論に達しました。

〔障害の表記について〕

佐倉市障害者計画策定懇話会で、障害の表記についてどうしたら良いのかという意見がありました。そこで、国では「障がい者制度改革推進会議」の中で「障害」のほか、「障がい」「障碍」「しょうがい」等の様々な見解があることを踏まえ、引き続き審議が行われていますので、国の推進会議の決定に準ずる形とし、それまでは従前どおり「障害」の表記とすることにしました。



3 障害者計画の推進体制

障害者計画は、障害のある人が、地域社会の一員として、その人らしく暮らしていけるまちを目指し、障害者施策の考え方や基本的な方向性を示したものです。

この計画に基づいて、確実に福祉サービスを進めていくためには、推進体制の確保が必要です。

(1)自立支援協議会による取り組み

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域における障害福祉に関する医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が互いに連携し、難しい相談・支援のケースについて協議・対応に取り組んでいます。

自立支援協議会では定期的な協議を行いながら、佐倉市障害者計画の進捗状況の評価及び進行管理を行います。

(2)行政による取り組み

障害者計画を策定するにあたり、市役所内に佐倉市障害者計画策定庁内検討会を設置し、障害者計画における進捗状況、施策の評価、分析、並びに計画の素案策定について意見を調整しながら、障害者施策を総合的に推進します。

